

COP - 6 及び再開された SB 13 の代表団は、午前、午後、夜のセッションでコンタクト・グループ会合を開き、土地利用、土地利用変化及び森林(LULUCF)、議定書第 5 条(方法論問題)、第 7 条(情報の伝達)、第 8 条(情報のレビュー)に関するガイドライン、悪影響、政策及び措置における「最良事例」、技術開発及び技術移転、メカニズム、市場経済移行国における能力育成に関するテキストについて議論し、さらに話し合いを進めた。遵守に関する合同ワーキング・グループも会合を開き、テキスト交渉についての検討を再開した。

遵守に関する合同ワーキング・グループ

Neroni Slade (サモア)共同議長は、SB 13 第 1 部後のセッション間協議に基づく改訂版テキストを紹介した。テキストに原則を盛り込むことについては、G-77/中国が、提案されている多くの原則は UNFCCC 第 3 条(原則)に述べられていないとして保留を主張し、アメリカおよび日本から反対された。遵守委員会の本会議については、G-77/中国が、本会議には仮調査機能と同様振り分け機能も持たせるべきだと言い、アメリカ、EU、オーストラリア、ロシア、ニュージーランドの反対を受けた。同グループはまた、役員会を設けることの代替案として、本会議を促進部と執行部の議長による共同議長制にすることを提案した。

促進部の権限については、係争事件はどの締約国が関係しているかというベースではなく、その真価を公正に判断して処理されるべきであると、EU がアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドと共に発言し、サウジアラビア、中国、アラブ首長国連邦の反対を受けた。執行部の権限については、附属書 I 締約国のみを対象とすべきだと G-77/中国が発言した。EU、日本、アメリカは、同部の対象範囲に当る条文が附属書 I 締約国にのみ当てはまるのと、非附属書 I 締約国が CDM におけるホスト国規定に従っていないとして、“附属書 I 締約国”という言及を削除してもよいのではないかと発言した。サウジアラビアとアラブ首長国連邦は、第 3 条 14 (悪影響)は実施(強制)可能であるとして、サモアと日本から反対された。ニュージーランドは、「第 3 条 3 (植林・再植林・森林減少)及び第 3 条 4 (追加的活動)に基づく割当量の配給に関して、締約国が第 5 条 2 (調整)、第 7 条 1 (目録)、第 7 条 4 (情報提出のためのガイドライン)にもとづく規定を満たしているかどうか」を同部が決定すると付け加えることを提案した。インド、サモア、ブラジルはこの新提案に対して懸念を表明した。

したがうべき手続きについて、アメリカ、アラブ首長国連邦、サモアは、市場経済移行国への帰結の適用において執行部に柔軟性を持たせるテキストに反対した。情報源については、EU、アメリカ、カナダ、ニュージーランドが、NGOs と IGOs に対する言及を削除するというサウジアラビアの提案に反対した。

Slade 共同議長は、水曜日に締約国と協議を行うと述べて、サウジアラビアから反対された。

コンタクト・グループ

議定書第 5・7・8 条：代表団は、議定書第 5・7・8 条にもとづくガイドラインの検討を再開すべく会合を開いた。新テキスト作成のために締約国間の「非公式非公式」協議を行うことに対してサウジアラビアが反対したが、代表団は、できるだけ括弧書きのないように、そしてグループ内及び非公式協議の話し合いにもとづいて今週中に共同議長が新テキストを提出するという事に合意した。グループはまた、共同議長によりさらに推敲されたテキストをもとに作業を進めることに合意した。他のグループとの関わり上、Plume 共同議長は、ガイドラインに関する一部の項目は COP-6 で完了されないであろうと述べた。同共同議長は、解決が必要な重要案件のリストを提示し、それに代表団がいくつか追加を行った。

第一義的問題については、ドイツとアメリカが、この件に関する言及を、第 7 条にもとづくガイドラインの中にはなく、第 7 条に関する決定草案の中に含めることを提案し、G-77/中国から反対された。アメリカは、年次報告書には目録と割当量双方に関する情報を含めるべきであると説明して G-77/中国から反対され、第一義的問題は前者のみを指すことを提案した。

“[初期]割当量”に関しては、用語はメカニズム・グループの結果次第であると、アメリカと日本が主張した。ブラジルは、用語はむしろ議定書第 3 条 1 (割当量)と関連性を持つべきであると述べ、用語に関して明確に述べた提案を文面で提出すると述べ、G-77/中国の支持を得た。報告とレビューのタイミングについては、第 7 条にもとづく情報提出の締切を中心に話し合いが行われ、メカニズム・グループとの連携が強調された。アメリカ、日本、ニュージーランド、EU は 2007 年 1 月 1 日を締め切りにすることを提案した

が、サモアは第一次コミットメント期間前のレビューと、メカニズム参加の適格性判断を可能にするために2005年の方が良いとした。EUとニュージーランドは、この参加の可能性は、締約国が2007年1月1日より前に情報を提出する十分なインセンティブとなると述べた。

議定書第3条14(悪影響)についての年次、あるいは定期的報告及びレビューについては、共同議長がサウジアラビア、アメリカ、EUの参加を得て悪影響に関するコンタクト・グループの共同議長と協議を持ち、後者グループが作業を終えてくれないとガイドラインを完成させるのが難しいことを説明すると、Plume共同議長が語った。

明白な進展については、国別報告において2005年までにコミットメント達成において各締約国が進展を見せるという強力なオブリゲーションに対する支持をEUが表明した。サモアは、議定書が2005年までに発効していなければその時までにはどうやって明白な進展を示すのかについて説明を求めた。アメリカは、現在国別報告に盛り込むよう求められているもの以上に明白な進展を示すための別個な報告システムを支持しないと述べた。

LULUCF: Thorgeirsson 共同議長は、SBSTA-13と10月に行われた非公式協議中に締約国から得られた情報を元に作成されたLULUCFに関する新共同議長テキストを提出した。同議長は、時間が少ししか残されていないので、小非公式グループは特定の案件について協議するよう求められていると述べ、プロセスは透明性を保たれるということを代表団に対して保証した。同議長は、解決されるべき主なポイントには、定義、計算・報告規則、クレジットの制限が含まれると述べた。適格な活動のボトムアップ式制限とクレジットのトップダウン式制限を区別すべく、同議長は締約国に対し、クレジットの制限(締約国の割当量への追加及びそこから差し引き)に関する新テキストのセクションについてコメントを出すように呼びかけ、クレジットの制限は全体、あるいはキャップ、閾値、割引いずれかの形態で適用されうると述べた。アメリカとカナダは、第3条4(追加的活動)にもとづく森林管理のフェーズ・インに関する提案を提出し、これにはさらなる隔離活動実施のインセンティブがあると強調した。このアプローチのもとで、一定量の炭素がクレジット化され、それを越えると割引が適用される。2つ目の閾値(Second threshold)を越えると、フルのクレジット化が再び許可される。

ボリビアは、LULUCF及びメカニズム双方に関するコンタクト・グループにおいて、CDMにおける吸収源問題に関して同時進行することを要求し、ブラジルとペルーの反対を受けた。インドネシアは、附属書I国の計算規則はCDM内においても適用可能で有るべきであると述べ、社会面、文化面を含めることを求めた。TUVALUはAOSISを代表して、新テキストの状態について、一部の意見提出が含まれていないと疑問を投げかけた。コロンビアとボリビアは、附属書I締約国が炭素を隔離するものの新たな排出源は無視するような追加的活動を計算に入れる、第3条4にもとづく"pick-and-choose"アプローチに対して警告を発した。

ペルー、ブラジル、パプア・ニューギニアは、議定書の誠実性を維持する必要性と、附属書I国における排出削減の重要性を強調した。アメリカは、COP-6でのパッケージとしての第3条3と第3条4に関する決定を支持し、これは議定書の成功のために不可欠だと主張したが、中国、AOSIS、ペルーから反対された。ニュージーランドは、決定9/CP.4(LULUCF)に対する首尾一貫性の必要性を述べ、第3条3と第3条4の区別が曖昧になってきていると語った。

悪影響: Mohamad Reza Salamat 共同議長(イラン)は、最も開発が遅れた国々(LDCs)に対する特別な配慮に関する提案草案を提出してコンタクト・グループ会議を開き、このコンタクト・グループで検討される悪影響に関する決定草案第3セクションを差し替える可能性があると言った。同議長は、同決定草案はSB13第1部の終了後、全文が括弧書きのままであることについて言及した。

UNFCCC第4条8及び第4条9と議定書第3条14(悪影響)の双方について一つの決定を設けるか、あるいは二つの別々な決定にするかについては、UNFCCCと議定書は二つの別個な法的文書であるので二つの別々な決定にするの適切であるが、この件に関する決定は最終的には締約国に任せると国連への法的アドバイザーが示唆したと、Salamat 共同議長が報告した。本件に関する決定は今週後半まで延期された。

サウジアラビアは、決定草案の序文に対する新提案を、G-77/中国との協議の後、次の会合で提出すると述べた。テキスト草案の第1セクションについて、G-77/中国は適応関連の行動に対する評価について規定したテキストに反論を唱えた。G-77/中国、及び一部の附属書I締約国は、本テキストに関してコンセンサスを求めるべく、別個に会合を行うことに合意した。

政策及び措置(P&Ms)：代表団は SB-13 第一部に作成したテキストについての交渉を継続した。EU は、ブエノスアイレス行動計画で求められた関連の任務は完了したという決定内の記述を括弧書きにした。ハンガリーは、様々な中欧・東欧諸国からなる「セントラル・グループ・イレブン」という新たな交渉グループの結成を発表し、「協議プロセス」の設立を良しとすると意見表明した。

その後代表団は、P&Ms の個々の及び組み合わせによる効果を高めるべく附属書 I 締約国とその他の関係締約国との協力を促進する決定に関する EU テキスト草案を検討した。G-77/中国は、議定書第 2 条(P&Ms)にもとづく P&Ms の効果を高めることを全文そのまま記述することを求めたが、カナダ、アメリカ、日本、オーストラリアは、第 2 条 1(b) (P&Ms での協力) の対する言及を制限することを主張した。本条文に対する言及は括弧書きのまま残った。アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本は、“その他の利害関係のある締約国” という記述を括弧書きにするという G-77/中国とサウジアラビアからの提案に対して疑念を表明した。かわりにどのような言葉を使うかについての話し合いの後、この記述は削除された。

Romero 議長は、今後の話し合いにおいて括弧のはずされたテキストについては話し合いをむしかえさないよう、代表団に求めた。EU、アメリカ、日本はこの提案を支持したが、サウジアラビアとベネズエラは反対した。サウジアラビアは、妥協案テキストを作成するために Friends of the Chair グループを設立するという議長の提案を却下し、メカニズムに関するコンタクト・グループにおける同様の提案に対する支持を取り下げると脅した。同コンタクト・グループは水曜日に再開される。

技術開発及び技術移転：本コンタクト・グループは、UNFCCC 第 4 条 5 (技術開発及び技術移転) の実施強化のための枠組みに関する共同議長の改訂テキストを検討した。テキストに関する話し合いの後、代表団は事務局による技術移転クリアリングハウスについての短い発表を受けた。新しい共同議長テキストにも、国際クリアリングハウス、技術移転に関する能力育成活動、「技術移転に関する国際専門家パネル」あるいは「技術移転に関する専門家諮問グループ」の委託事項についての暫定的アイディアに関する 3 つの追加附属書が付いている。

包括的アプローチについては、一部の参加者が、統合的アプローチの意味について、「最新の」環境に優しい技術と技術開発にも焦点を当てる必要性を明記するかどうかについて質問した。中国とガーナは技術移転に対するセクター別アプローチを強調した。テキストに市場経済移行国の優先事項を反映するというポーランドの提案について、発展途上国を特に言及している UNFCCC 第 4 条 5 に明確には反映されていないとブラジルが述べた。

技術的必要性の評価については、EU が既存の活動と報告についての記述を支持した。TRINIDAD&TOBAGO は、緩和技術や適応技術を明記するよりも、環境にやさしい技術について幅広く言及を行う方が良いとした。専門家の利用については、国家主導のアプローチを専門家に規定させるのは難しいと EU が語った。アメリカは、専門家はそのようなアプローチの開発のためのガイドラインに従って作業すべきだと述べた。

評価のための資金供与について、カナダとアメリカは様々な資金源が関与する可能性があるとして、附属書 II 締約国を特定しない方が良いとした。タイと中国は、第 4 条 5 は他の機関ではなく附属書 II 締約国を具体的に参照しているとして、これに反対した。ナイジェリアは、技術的必要性の評価は資金の入手可能性に左右されるべきではないと述べた。

代表団はその後、クリアリングハウスは事実上の機関であるべきか、そして恒久的な機関であるべきかなど、クリアリングハウスのメカニズムに関する案件について処理した。タイは事務局が数多くの任務を行うよう求められていると懸念を表したが、ブラジルは、事務局が必要な資金を有しているのかについて尋ねた。

EU は、支援的環境の創設における民間セクターの役割について言及した。タイは、民間セクターは緩和技術の方に偏りがちだとして、公的セクター主導の技術移転とのバランスが必要だとした。

支援的環境の実施については、G-77/中国が、発展途上国の行動は附属書 I コミットメントの実施次第であると述べた。アメリカは、発展途上国に対し「適切な税制構造を通しての環境に優しい技術市場の効率的機能の促進と、CDM のもとでプロジェクトの行われうる国家の様々な要素に関して正確でタイムリーかつ信用できる情報の蓄積を促進する」よう奨励するテキストを提示した。ブラジルは中国やタイと共に、CDM についての言及や、UNFCCC における技術移転を議定書と結びつけようとするあいかわらずの試みに対し

強硬に反対した。コンタクト・グループは、二つの小規模な草案作成グループに席を移した。

メカニズム：Chow 議長は、議定書締約国会議として機能する締約国会議の役割と、CDM の役員会に関する新しい 2 ページの交渉テキスト草案を配布した。同議長は、このテキストは the Friends of the Chair グループの非公式協議の成果物であると語った。テキストに関する簡単な説明が行われた後、同議長は会合をいったん中止し、交渉テキストについてさらなる進展を見るべく、続けて非公開の Friends of the Chair グループ会合を行った。

市場経済移行国における能力育成：代表団は決定草案と市場経済移行国における能力育成枠組みに盛り込まれている全ての法的問題と大部分の実質的問題を通過させた。アメリカと EU は、「その権限内で GEF を」通じた枠組み実施の資金的・技術的援助の規定に関するテキストを括弧書きにするよう求めた。Uosukainen 共同議長は、議定書第 10 条（既存のコミットメント）を決定草案の序文に含めるという EU の提案について協議すると述べた。このセッションの締めくくりに、同議長は達成された進展について満足していると述べ、残りの案件をどのように解決するかを役員会で協議すると付け加えた。

会場外では

多くの交渉担当者が「急を要する」という President Pronk の強いメッセージを受けとめたようで、火曜日は雰囲気が変わったと、多くのオブザーバーが語っている。代表団が「非公式非公式」協議へと話を持っていくことを辞めさせようという一部の締約国の試みは非現実的であり生産的ではないと思われると、彼らは示唆している。

一部の参加者は、あるオブザーバーが「ピンポン」効果と呼ぶところのエスカレートする問題 他のコンタクト・グループと関連のある案件についての決定を引き延ばそうとする傾向 について語っている。その最も顕著な例は、CDM における吸収源の問題であり、メカニズムと LULUCF に関するコンタクト・グループがそれぞれの作業を協調させようとする中で、一部が提案する試みが、話し合いを遅らせ「責任を転嫁」しようとする特定のグループによって阻害されている。

本日の見もの

COP 本会議、SBI/SBSTA は今日は会合を行わないが、JWG 及び以下のコンタクト・グループは交渉テキストの検討を再開することが予定されている。

遵守に関する合同ワーキング・グループ (JWG) :

JWG は未決案件についての交渉を継続すべく Van Gogh Hall にて 8:00pm に会合を行う。締約国からの新規の書面提案は、Staten Hall にて事務局から入手可能。

LULUCF:本コンタクト・グループは新しい議長テキストの検討継続のために 10:00am から Van Gogh Hall にて会合を開始する。定義の問題から着手する。

議定書第 5・7・8 条：本コンタクト・グループは、Escher Hall にて 3:00pm から開会し、本議題について明らかにされた重要案件リストの検討を引き続き行うと思われる。

技術移転：本コンタクト・グループは Mondriaan Hall にて 3:00pm から会合を行い、共同議長の改訂版テキスト草案の検討を行うと思われる。本会合において草案作成グループがメインのコンタクト・グループに進捗報告を行うを想定される。

悪影響：合同コンタクト・グループが Mondriaan Hall にて 5:00pm から会合を行う。

政策及び措置：本コンタクトグループは、テキストについての交渉を再開すべく Maris Hall にて 5:00pm から会合を行う。上記のコンタクト・グループ会合に加え、多くの小規模非公開会合、草案作成グループ、「非公式非公式」協議が予定されている。

(和訳作成：GISPRI / IGES)